

排煙設備

あなたの疑問にお答えします

NBS119

3 消防用設備に係わる様々なご質問にお答えします

3

**Q** 私のビルに添付写真のような透明の板があちらこちらの天井についています。何なのでしょう？ 邪魔なので撤去しても大丈夫ですか？

**A** いいえ撤去してはいけません。それは**防煙垂れ壁**と言い、**建築基準法**に管轄されるものです。火災発生時の有毒な煙の**流動範囲**を制限し、**広範囲に拡散**することを遅らせるためのものです。**不燃材料**で作られ、**深さは天井面から50センチメートル以上**とされています。

**関連法規：建築基準施行令第126条の2第1項**



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<https://www.nbs119.co.jp/>

弊社Top Pageへ

